

# かほだより

～～寒冷期を迎えウイルス性疾患等の流行しやすい時期となっています～～  
◆◆飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします！！◆◆

家畜伝染病予防法（家伝法）第 12 条で定められた「飼養衛生管理基準」は、畜産農家の皆様に最低限守っていただくべき事項として畜種別に定められており、口蹄疫・鳥インフルエンザなどの悪性の家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られると期待されています。

家畜の飼養者の方には、年 1 回家畜保健衛生所へ家畜の飼養状況等を報告（定期報告）していただき、家畜保健衛生所は家伝法第 51 条に基づく農家立入により飼養衛生管理基準の遵守状況のチェックを行ってきました。

しかしながら、家畜飼養者によっては飼養衛生管理基準が遵守されていない項目があり、疾病の侵入を防ぐとともに侵入時の的確な対応のためにはこれを改善することが不可欠であると考えられます。

家畜の飼養者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準について改めて確認していただき、農場で守られていない事項につきましては速やかな対応・改善をお願いいたします。

## 「飼養衛生管理基準」ここをチェック！！

### 1 家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

家畜保健衛生所が発行する「かほだより」の確認、家畜保健衛生所や畜産関係団体などが開催する講習会への参加などにより、情報を積極的に把握してください。

### 2 衛生管理区域\*1を設けましょう

自らの農場の敷地を衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界がわかるようにしましょう。（白線、ロープ、プランターの設置など）

### 3 衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止しましょう

- ・関係者以外の立ち入り制限看板を設置しましょう。
- ・農場に出入りする車両や人の消毒を実施しましょう。（例：出入口の消石灰散布）

特にココ！大事です！

### 4 野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

- ・畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管庫にネズミ、野鳥等の野生動物の排せつ物が混入しないようにしましょう。
- ・飲用に適した水を給与しましょう。

### 5 衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

- ・畜舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃・消毒を定期的に行いましょう。
- ・注射針・人工授精用器具等血液などが付着した物品を使用する際は、1 頭ごとに交換しましょう。
- ・また、除角器・耳標装着器などの器具は 1 頭ごとに消毒して使用しましょう。

### 6 家畜の健康観察を行いましょう

- ・毎日家畜の健康観察を行い、特定症状\*2を確認した場合はすぐに家畜保健衛生所へ通報してください。異常を認めた場合は早めに獣医師に相談し対策をとりましょう。
- ・他の農場から家畜を導入する場合は健康な家畜を導入しましょう。

ココも！大切です！

### 7 衛生管理区域に立ち入った者等の記録を作成しましょう

- ・人や車両の出入り、家畜の導入・出荷の記録等を作成し、1 年以上保存しましょう。（疾病発生時の感染ルート等の早期特定のため、非常に重要です）

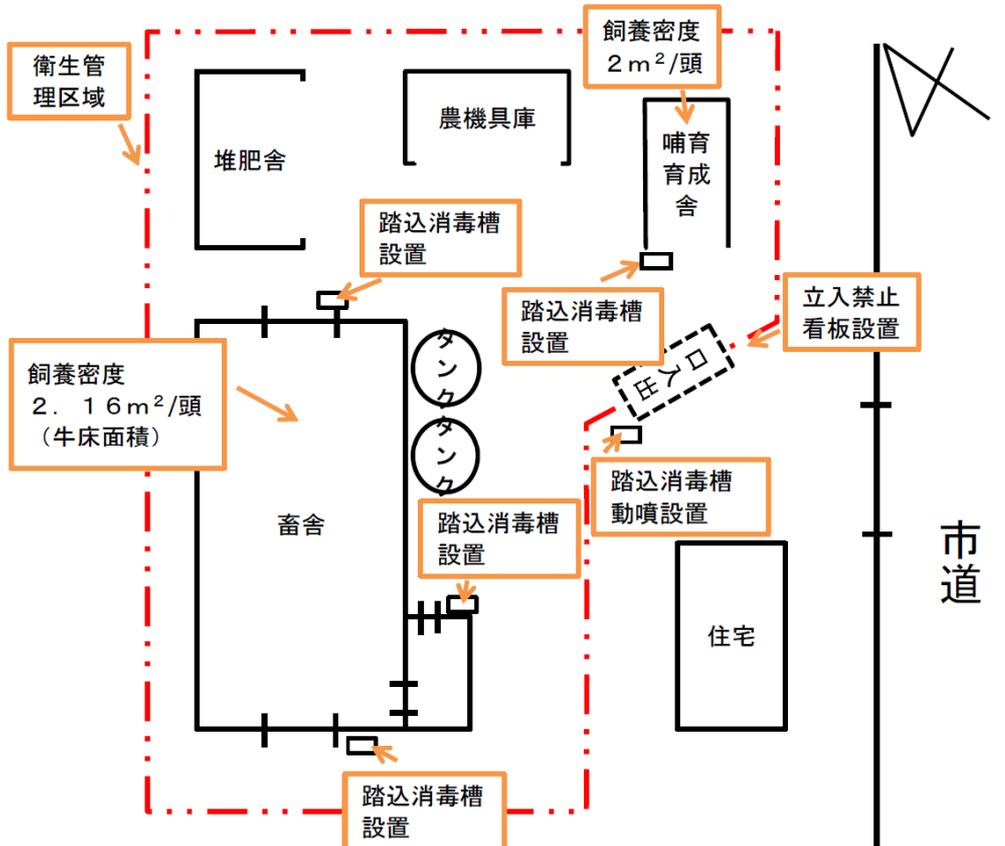
### \*1 衛生管理区域とは

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域となります。

通常は柵などででの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。

区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。

#### ◆◆◆衛生管理区域設定のイメージ◆◆◆



### \*2 特定症状とは

#### ① 口蹄疫

- ・家畜(偶蹄類)が39℃以上に発熱し、泡沫性の流涎、跛行等の症状があり、口腔や口唇等に水疱、びらん、潰瘍等がある。
- ・同一畜房内で複数の家畜の口腔内に水疱等がある。
- ・同一畜房内で半数以上の哺乳畜が2日以内に死亡する。

#### ② 高病原性鳥インフルエンザ

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去3週間の平均家きん死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではありません。

**定期報告提出の準備をお願いします**  
～家伝法により年1回の報告が義務付けられています～

家伝法第12条に基づき、毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を期限までに報告いただいております。今年度も平成28年1月下旬～2月上旬に家保より様式を送付いたしますので、記入の上返送をお願いいたします。

問い合わせ先：防疫課 宮澤隆、神戸三希、鈴木健太（担当）



しあわせ信州